



倉田 利奈 議員

高浜市自治基本条例について

問 自治基本条例による情報公開制度で、他市の公開請求では設計書の単価・金額が開示されているが、高浜市での非開示の理由は。

答 業者からの見積書により市の設計書を作成している。

これが公開されると見積書の公開に等しく、今後、業者から見積りの協力が得られなくなると考えたから。

問 現在は、開示されているが、その理由は。

答 裁判所の判断に従い、開示した。

問 情報公開請求に関する職員研修を行っているか。また今後、行う予定はあるのか。

答 情報公開制度に特化した研修は行っていない。日常業務の中で学んでいる。

問 豊田市のように、情報公開の結果を市民に公表しないか。

答 公表する必要はないと考えている。

問 情報公開決定に不服があり、審査請求を行

った際の、平均的な処理期間は。

答 期間は190日から660日で、平均460日。

問 西三河他市での平均的な期間は。

答 半年ほど。

問 同じ内容で高浜市と刈谷市に審査請求したところ、刈谷市は4カ月で決定されているが高浜市は1年5カ月もかかっているが、なぜか。

答 高浜市初の審査請求であったことと、委員の合意も必要であり、時間がかかった。

問 高浜市での審査会の開催回数は。

答 4回から22回。

問 審査会に係る経費は。

答 一人1日5,800円。審査委員6名が出席した場合、1日34,800円。

問 審査決定までに、非常に時間がかかっているが、今後改善する余地はあるか。

答 弁護士資格を持つ審査委員を1名増やして6名とし、審査の迅速化を図っている。

問 自治基本条例の精神に則り、市民のために早く、多くの公開できる情報を市民に知らせるべきと考えるが、市の見解は。

答 財政力・人口規模・風土・市民の意識・職員の配置により、その中で対応している。



杉浦 康憲 議員

『高浜市における多文化共生』について

問 現在高浜市には、何か国、何名の外国人が居住しているか？

答 令和元年6月1日現在、38か国、3,739人。

問 共に地域で生活している中、外国の方は、町内会

にあまり加入しないという状況で、言葉の壁等、なかなか町内会さんからアプローチが困難と思われる。ポケット等翻訳ツールを行政から貸し出しされているか？

答 現在、南部まちづくり協議会に音声翻訳機を1台貸し出し、さらに今年度、二池町内会にも1台試行的に貸し出しを行い、実際のまちづくりや町内会活動の現場で実用性を検証してもらっている。検証結果を踏まえ、最適な支援を考えている。

問 市内の学校には多くの外国籍の児童生徒が在籍しているが、その多国籍を生かした活動はあるか？

答 6年の社会科で、外国籍児童生徒の母国を取り上げ、該当児童にも様子を聞きながらまとめる。また、英語を母国語とする外国籍児童には、外国語活動や外国語科の授業で、発音の見本を見せてもらうこともある。中学校の地理分野の授業でも、教員が母国の様子を聞き出しながら、授業に生かす取り組みが見られる。

問 「現在は、身近に外国籍の方がいる時代になっている。この状況を難しくなったと考えるよりも、子どもたちの成長にとってよい時代となったと受け止められるかどうか重要である」と考えるが、高浜市の多文化共生について、どのように考えているか？

答 高浜市では、在留外国人の割合が7.5%、学校で6%。

福祉の世界でユニバーサルという話があるが、地域の中で文化の違いを越えて、お互いに理解して暮らしていくことが一番重要である。外国の方は不安もあると思うので、公的な機関でもある市役所が、仲介や色々な場面で市としてどうやって関わっていくか、真剣に取り組んでいく必要があると考えている。